平成２１年（フ）第４５５号
青森市大字石江字江渡49番地４
債務者　工藤　　操
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
青森市篠田３丁目12番21号　ハイツそうま５号
債務者　高林　勝枝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
青森県むつ市山田町９番28号　大友貸家
債務者　新谷　剛史
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
福島県いわき市内郷高野町関場54番地の５
債務者　沼田やすゑ（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３７５号
神奈川県相模原市上矢部２丁目24番30号　ファミールアンドウＡ101
債務者　馬場　秀之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０１号
神奈川県相模原市相模台３丁目４番15号　第二梅花荘103
債務者　金澤　美鈴
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０４号
神奈川県相模原市青葉１丁目11番９号
債務者　山内　啓一
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４０５号
神奈川県相模原市千代田４丁目11番10号　千代田サンコーポ202
債務者　山下　　亮
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４３７号
神奈川県相模原市南台５丁目９番８号　サガミアイランドハイツ417号室
債務者　村田　久恵
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９４号
山口県周南市熊毛中央町７番２号
債務者　中神　直子（旧姓江本）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１７２号
秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾ノ上43番地３
債務者　篠木　清徳
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５９号
石川県七尾市若林町カ部１番地32
債務者　佐竹美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６１号
石川県七尾市若林町カ部１番地32
債務者　佐竹　　淳
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後１時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２７２号
釧路市桜ケ岡７丁目９番７号
債務者　福嶋　浩幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２８４号
釧路市愛国東２丁目23番４号
債務者　近藤　礼子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８３号
秋田県仙北市角館町西長野中泊294番地
債務者　畠山　　岬（旧姓草㔟）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部